

1 木造住宅耐震化促進事業の概要

1-1 主 旨

近い将来、高い確率で発生すると予想されている南海地震は、南海トラフの巨大地震モデル検討会（内閣府中央防災会議）の報告によると、M9.0 クラスの巨大地震となる可能性が指摘されている。

老朽化した木造住宅、特に旧耐震基準である昭和56年5月以前に着工した築30年以上の木造住宅は、大地震により倒壊の危険性が高く、倒壊によって人命を失わないためにも、早期に住宅の耐震化を図る必要がある。

愛媛県、市町及び関係団体は、「愛媛県建築物耐震改修促進連絡協議会」を組織し、「愛媛県木造住宅耐震診断マニュアル」や「愛媛県木造住宅耐震改修補助マニュアル」の作成等を行い、耐震化の推進体制を整備する。市町は、事業主体として「木造住宅耐震診断事業」や「木造住宅耐震改修事業」等を実施し、既存の木造住宅の耐震化を支援する。

1-2 推進体制

(1) 愛媛県木造住宅耐震診断マニュアル

愛媛県、市町及び建築関係団体で構成する「愛媛県建築物耐震改修促進連絡協議会」は、耐震診断の精度を確保するため、調査・点検方法、調査結果の評価方法、報告書の作成要領等を編集した「愛媛県木造住宅耐震診断マニュアル」を作成するとともに、耐震診断報告書（改修後の計画に対する耐震診断を含む）を評価する機関を協議会内に設ける。

〈参照基準〉：「木造住宅の耐震診断と補強方法」 監修：国土交通省住宅局

発行：（一財）日本建築防災協会

(2) 木造住宅耐震診断・改修設計・改修工事講習会

①愛媛県は木造住宅耐震診断に関して専門的な知識を有する耐震診断技術者を養成するため、「木造住宅耐震診断講習会」を開催する。

〈対 象 者〉：建築士法に規定する一級・二級及び木造建築士（以下「建築士」。）の資格を有する者

〈修 了 証〉：講習修了後、「木造住宅耐震診断講習修了証」を交付

②耐震診断技術者の知識及び技能の維持向上を目的に、耐震改修設計に特化した「木造住宅耐震改修設計講習会」を開催する。

〈対 象 者〉：①を修了した耐震診断技術者及び耐震診断技術者以外の建築士

③耐震診断技術者の知識及び技能の維持向上を目的に、耐震改修設計に特化した「木造住宅耐震改修工事講習会」を開催する。

〈対 象 者〉：①を修了した耐震診断技術者、耐震診断技術者以外の建築士及び建設業に従事する者

(3) 木造住宅耐震診断事務所の登録

愛媛県は、老朽木造住宅の耐震化の促進に係る、市町による助成制度を支援するため、耐震診断等の実務を担う建築士事務所の登録を行う。

〈申 請 者〉：市町が実施する木造住宅耐震診断事業による木造住宅耐震診断を木造住宅等の所有者から受託しようとする建築士事務所の開設者

〈登 録〉：所属建築士の内、1名以上が「木造住宅耐震診断講習修了証」を有する建築士事務所は、「木造住宅耐震診断事務所登録名簿」に登録するとともに、公表を行う。

1-3 木造住宅耐震化促進事業

(1) 木造住宅耐震診断事業

① 補助制度

対象住宅の所有者が木造住宅耐震診断マニュアルにより実施する耐震診断について、市町は、費用の一部について補助する制度

② 技術者派遣制度

対象住宅の所有者が市町に申し込むだけで、公益社団法人愛媛県建築士会から耐震診断技術者が派遣され、耐震診断を行うことができる制度

(2) 木造住宅耐震改修事業

対象住宅の所有者が実施する耐震改修工事に要する経費について、市町は、費用の一部について補助をする。また、愛媛県は、市町が補助した経費の一部を市町に対し継ぎ足し補助を行う。

(3) 木造住宅段階的耐震改修事業

対象住宅の所有者が実施する段階的耐震改修工事に要する経費について、市町は、費用の一部について補助をする。また、愛媛県は、市町が補助した経費の一部を市町に対し継ぎ足し補助を行う。

(4) 木造住宅耐震シェルター設置事業

対象住宅の所有者が実施する耐震シェルター設置工事に要する経費について、市町は、費用の一部について補助をする。また、愛媛県は、市町が補助した経費の一部を市町に対し継ぎ足し補助を行う。

〈対象住宅〉：昭和56年5月31日以前に工事に着手した木造住宅（在来軸組構法又は伝統構法の戸建ての住宅（併用住宅及び借家を含む。））